

令和 7 年度 水道水質検査計画

釧路市上下水道部

目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
(1)	給水区域等	1
(2)	水源の名称及び種別等	2
(3)	浄水場の名称及び浄水方法等	2
3	原水と浄水の水質状況並びに水質管理上の特徴	3
(1)	釧路市上水道	3
(2)	阿寒簡易水道	3
(3)	阿寒湖畔簡易水道	3
(4)	音別簡易水道	3
(5)	山花簡易水道	4
4	水質検査を行う項目、採水地点、検査回数及びその理由	4
(1)	色、濁り及び消毒の残留効果	4
(2)	水質基準項目	4
(3)	水質管理目標設定項目	6
(4)	工程管理などのために実施する項目	7
5	臨時の水質検査に関する事項	8
6	水質検査の方法	8
7	水道水質検査計画及び検査結果の公表の方法	9
8	その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	9
(1)	水質検査結果の評価に関する事項	9
(2)	水質検査計画の見直しに関する事項	9
(3)	水質検査の精度と信頼性保証に関する事項	10
(4)	関係者との連携に関する事項	10

資料編

資料 1	令和 7 年度	水質基準項目の検査頻度一覧表（浄水）
資料 2	令和 7 年度	水質検査及び試験の種類
資料 3	令和 7 年度	水質基準項目 採水箇所及び検査頻度一覧表
資料 4	令和 7 年度	水質管理目標設定項目 採水箇所及び検査頻度一覧表
資料 5	令和 7 年度	一般項目 採水箇所及び検査頻度一覧表
資料 6	令和 7 年度	毎週検査及び毎日検査 採水箇所別検査項目一覧表
資料 7	令和 7 年度	水源水質試験 採水箇所別試験項目一覧表
資料 8	令和 7 年度	農薬の委託検査実施項目一覧表
資料 9	令和 7 年度	浄水場位置図
資料 10	令和 7 年度	浄水施設内採水箇所図
資料 11	令和 7 年度	給水栓水採水箇所図
資料 12	令和 7 年度	水源水質試験採水箇所図

1 基本方針

水道法において水質基準は 51 項目設定されており、全国一律の水道水質の確保を基本としています。その上で地域特性や効率性を踏まえ、検査の一部省略や回数の減など柔軟な運用を行うことが認められています。そして、水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道事業者は水道水質検査計画の策定と公表が義務づけられており、水道水の安全性の確保と水質検査の信頼性の確保などについても明記することが求められています。

この水道水質検査計画は、令和 7 年度に実施する水道水の水質管理のために行う検査及び水源の現況を把握するために行う試験について定めたものです。水道水を安心して利用していただくため、水道法の規定より検査頻度を増やすほか、水質基準の適用がない水源や原水等も検査することとしています。

本市の水道事業は、釧路川、シュンクシタカラ川、チップ川の 3 つの河川、音別地区及び山花地区の 3 つの地下水を水源としています。それぞれの水源の特徴を踏まえた浄水処理や水道施設の維持管理を適正に行い、安全で良質な水道水を供給するとともに、水源から浄水場、給水栓に至るまでの各ポイントにおける定期的な水質検査を実施し水道水の安全性を確認するなど、水源から蛇口までを一つの水道システムと捉えて水質管理を行っています。

また、水質検査の更なる信頼性確保のため、(公社)日本水道協会において認定する水道 GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を平成 21 年度に取得し、令和 3 年度に認定の更新をしました。

今後も利用者の皆様に、安全で良質な水道水が供給されていることが確認できる体制を継続して構築していきます。

2 水道事業の概要

(1) 給水区域等

	給水区域	計画給水人口
釧路市上水道	釧路市及び釧路町の一部	182,903 人
阿寒簡易水道	釧路市阿寒地区	2,667 人
阿寒湖畔簡易水道	釧路市阿寒湖畔地区	1,400 人
音別簡易水道	釧路市音別及び直別地区	2,840 人
山花簡易水道	釧路市山花地区	800 人

(2) 水源の名称及び種別等

	名称等	種別	取水位置
釧路市上水道	一級河川釧路川水系 新釧路川	表流水	釧路郡釧路町岩保木 地先
阿寒簡易水道	二級河川阿寒川水系 舌辛川支流 シュンクシタカラ川	表流水 伏流水	阿寒町字舌辛原野 22 線 北 46 番 24 地先
阿寒湖畔簡易水道	二級河川阿寒川水系支流チ ップ川	表流水	阿寒町字シアンヌ 4 番 地 2
音別簡易水道	地下水（音別浄水場 2 箇所） 地下水（直別浄水場）	浅井戸	音別町中音別 562 番 1 音別町中音別 598 番 1 音別町直別 56 番 2
山花簡易水道	地下水	深井戸	山花 14 線 140 番地先

(3) 浄水場の名称及び浄水方法等

	名称	所在地	浄水方法
釧路市上水道	愛国浄水場	愛国西 4 丁目 9 番 25 号	接触高速凝集沈殿方式 急速砂ろ過(除マガン)方式 前酸処理 前・中・後塩素処理 前・後アルカリ処理 粉末活性炭処理
阿寒簡易水道	阿寒浄水場	阿寒町字舌辛原野 22 線北 46 番 24	傾斜板式薬品沈殿 急速ろ過 後塩素処理 前・後アルカリ処理
阿寒湖畔簡易水道	阿寒湖畔浄水場	阿寒町字シアンヌ 4 番地 2	凝集・繊維ろ過及び膜ろ過 中・後塩素処理
音別簡易水道	音別浄水場	音別町中音別 562 番 4	膜ろ過 消毒
	直別浄水場	音別町直別 56 番 2	膜ろ過 消毒
山花簡易水道	山花簡易水道 施設	山花 14 線 140 番	消毒 二酸化炭素注入(pH 調整)

3 原水と浄水の水質状況並びに水質管理上の特徴

(1) 釧路市上水道

上水道の水源である釧路川は、阿寒摩周国立公園の一部である屈斜路湖を源とする延長 154km、流域面積 2,510km² の一級河川で、弟子屈町や標茶町の市街地や酪農地帯を通り、国立公園である釧路湿原を蛇行しながらゆっくりと貫流し太平洋に注いでいます。

釧路川の水質は、上流域の火山性地質、釧路湿原の有機物(フミン質)、流域の農畜産業や生活排水などのさまざまな影響を受けており、また季節によって大きく変わります。

浄水には、原水中の有機物と浄水処理過程で消毒等のために注入した次亜塩素酸ナトリウムに起因する消毒副生成物が生成されるほか、地質由来のフッ素が基準値の5分の1程度存在しています。

通常時の浄水処理は、湿原由来の有機物(フミン質)除去を中心に行うため、硫酸注入でpHを調整するほか、マンガン等を効率的に除去し、消毒副生成物の生成を抑制するため中・後塩素処理を行っています。また、夏季には湿原湖沼で藻類が増殖するため、凝集沈澱処理の改善を目的に前塩素処理を併用し、かび臭物質が生成される時期には粉末活性炭の注入で対応しています。

降雨時や融雪季には、流域の影響が顕著に現れ、自然由来の濁度と色度や農畜産業等による有機物、臭気、アンモニア態窒素及びクリプトスポリジウム等への対応が必要となります。具体的には濁度、色度及びクリプトスポリジウム等には凝集剤の増量、有機物及び臭気には粉末活性炭、アンモニア態窒素には次亜塩素酸ナトリウムで対応しています。

(2) 阿寒簡易水道

水源であるシュンクシタカラ川は、延長 30.5km、流域面積 62.6 km² の普通河川で、流域のほとんどが国有林の山間部で年間を通して安定した水質となっています。

水質の特徴として、降雨時や融雪季に有機物(フミン質)による消毒副生成物や濁度及び色度上昇が見られます。また、夏季には藻類の増殖によって、かび臭物質濃度の上昇が見られることがあります。このため、浄水処理ではシュンクシタカラ川の伏流水を併用するほか、凝集剤の増量等で対応しています。

(3) 阿寒湖畔簡易水道

水源であるチップ川は、阿寒摩周国立公園の特別地域にある延長 2.4km、流域面積 2.2 km² の普通河川で、火山地質由来のヒ素が水質基準値の約4割程度存在しています。

水質の特徴として、降雨時等に濁度及び色度の上昇等が見られます。このため浄水処理では、通常時は膜ろ過のみで処理を行い、高濁度が長期化する場合には凝集・繊維ろ過及び膜ろ過処理を行って対応しています。

(4) 音別簡易水道

音別浄水場及び直別浄水場は、地下水(浅井戸)を水源としているため、降雨時等による濁度及び色度の上昇はほとんど見られません。

(5) 山花簡易水道

地下水（地下 150m の深井戸）を水源としているため、水質は 1 年を通じて安定しています。水質の特徴としては、硫化水素臭を伴うアンモニア態窒素を含んだアルカリ性の地下水であり、これらは次亜塩素酸ナトリウムによる分解と二酸化炭素による pH 調整で安定的に処理されているため、水質管理上は特に問題ありません。

4 水質検査を行う項目、採水地点、検査回数及びその理由（詳細は資料 1 及び 2 を参照）

(1) 色、濁り及び消毒の残留効果（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ）

①釧路市上水道

- ・貝塚送配水ポンプ場を経由した給水区域の東端付近で 1 地点、桜ヶ岡配水池を経由した給水区域の東端付近で 1 地点、愛国浄水場から直接配水される給水区域の南端及び西端付近の各地点の給水栓で 1 日に 1 回検査します。
- ・上記の検査を補完するため、給水区域の末端に近い 9 箇所で、1 月に 1 回以上、消毒の残留効果のほか濁度、色度及び pH 値の項目を検査します。

②阿寒簡易水道

- ・阿寒配水区の末端付近の上阿寒地区で 1 地点、布伏内配水区の末端付近 1 地点の給水栓で 1 日 1 回検査します。

③阿寒湖畔簡易水道

- ・給水区域内の 1 地点の給水栓で 1 日 1 回検査します。

④音別簡易水道

- ・音別浄水場の区域では、給水区域内の 1 地点の給水栓で 1 日に 1 回検査します。
- ・直別浄水場の区域では、給水区域内の 1 地点の給水栓で 1 日に 1 回検査します。

⑤山花簡易水道

- ・給水区域内の末端付近の 1 地点の給水栓で、1 日に 1 回検査します。

(2) 水質基準項目（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号ロ）

①釧路市上水道

- ・採水地点は、貝塚送配水ポンプ場を経由した給水区域の東端付近の給水栓、桜ヶ岡配水池を経由した給水区域の東端付近の給水栓、愛国浄水場から直接配水される給水区域の南端と西端付近の各給水栓及び浄水場の出口の 5 地点です。
- ・検査回数の減を適用すると最大 3 年に 1 回に減らすことができる全項目検査を、季節による水源水質の変動が大きいことから、供給する水質の安定と安全を確認するため、年に 2 回行います。
- ・検査回数の減と省略が認められていない項目については、水道法で定められた回数の検査を行います。
- ・検査回数の減を適用するとアルミニウム、鉄及びマンガンは最大 3 年に 1 回に減らすことができますが、いずれも原水で基準値を超過することが多いので、適正な薬品注入であることや浄水処理設備の機能維持を確認するため、月に 1 回原水から給

水栓まで工程別に検査を行います。

- ・かび臭物質は、水源における発生状況等を考慮して、月 1 回以上の頻度で工程別に検査を行います。
- ・原水の全項目検査は、上記の給水栓の全項目検査と同時に行います。なお、水質が悪化していると考えられる時期の検査は、臨時検査で対応します。

②阿寒簡易水道

- ・採水地点は阿寒配水池と布伏内配水池系統のそれぞれ末端付近の給水栓及び阿寒浄水場の出口の 3 地点です。
- ・検査回数の減と省略が認められていない項目については、水道法で定められた回数の検査を行います。
- ・検査回数の減を適用すると最大 3 年に 1 回に減らすことができる全項目検査を、水質の安全を確認するため、年 1 回実施します。
- ・アルミニウムは、適正な薬品注入であることや浄水処理設備の機能維持を確認するため、月に 1 回原水から給水栓まで工程別に検査を行います。
- ・かび臭物質であるジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールについては、検出状況を考慮して月 1 回検査を行います。
- ・原水等の全項目検査は、上記の給水栓の全項目検査と同時に行います。なお、水質が悪化していると考えられる時期の検査は、臨時検査で対応します。

③阿寒湖畔簡易水道

- ・採水地点は給水区域の末端付近の給水栓及び阿寒湖畔浄水場の出口の 2 地点です。
- ・検査回数の減と省略が認められていない項目については、水道法で定められた回数の検査を行います。
- ・検査回数の減を適用すると最大 3 年に 1 回に減らすことができる全項目検査を、水質の安全を確認するため、年 1 回実施します。
- ・かび臭物質であるジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールについては、検出状況を把握するため 3 月に 1 回検査を行います。
- ・原水の全項目検査は、上記の給水栓の全項目検査と同時に行います。なお、水質が悪化していると考えられる時期の検査は、臨時検査で対応します。

④音別簡易水道

- ・音別浄水場区域の採水地点は、給水区域末端付近の給水栓及び浄水場の出口の 2 地点です。
- ・直別浄水場区域の採水地点は、給水区域末端付近の給水栓及び浄水場の出口の 2 地点です。
- ・検査回数の減と省略が認められていない項目については、水道法で定められた回数の検査を行います。
- ・検査回数の減を適用すると最大 3 年に 1 回に減らすことができる全項目検査を、水質の安全を確認するため、年 1 回給水栓と浄水場の出口を対象に行います。
- ・かび臭物質であるジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールについては、検出状

況を把握するため3月に1回検査を行います。

- ・原水の全項目検査は、上記の給水栓の全項目検査と同時に行います。なお、水質が悪化していると考えられる時期の検査は、臨時検査で対応します。

⑤山花簡易水道

- ・採水地点は給水区域の末端付近の給水栓及び山花簡易水道施設出口の2地点です。
- ・検査回数の減と省略が認められていない項目については、水道法で定められた回数の検査を行います。
- ・検査回数の減を適用すると最大3年に1回に減らすことができる全項目検査を、水質の安全を確認するため、年に1回給水栓と受水槽の出口を対象に行います。
- ・かび臭物質であるジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、検出状況を把握するため3月に1回検査を行います。
- ・一年を通じて水質がほぼ安定しているので、原水の全項目検査は上記の給水栓等の全項目検査と同時に行います。

(3) 水質管理目標設定項目

①釧路市上水道

- ・臭気強度（TON）、腐食性（ランゲリア指数）及び従属栄養細菌については、原水等で目標値を満足していないため、3月に1回検査を行います。
- ・ジクロロアセトニトリル及び抱水クロラールについては、検出状況などを考慮して3月に1回検査を行います。
- ・農薬を除いた上記以外の項目のうち水質基準項目と重複していない項目は、水源汚染等の有無を確認するため、年に1回検査を行います。
- ・農薬については、農業改良普及センターなどが作成した農作物防除暦から流域で作付けされている野菜等に適用のある農薬について、定期的な検査とは別に年に3回（作付け期、成長期及び収穫期）検査を実施します。

②阿寒簡易水道

- ・遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）及び従属栄養細菌については、原水等で目標値を満足していないため3月に1回検査を行います。
- ・臭気強度（TON）については、検出状況を把握するため3月に1回検査を行います。
- ・農薬類を除いた上記以外の項目のうち水質基準項目と重複していない項目は、水源汚染等の有無を確認するため年1回検査を行います。

③阿寒湖畔簡易水道

- ・腐食性（ランゲリア指数）については、原水等で目標値を満足していないため3月に1回検査を行います。
- ・臭気強度（TON）及び従属栄養細菌については、検出状況を把握するため3月に1回検査を行います。
- ・農薬類を除いた上記以外の項目のうち水質基準項目と重複していない項目は、水源

汚染等の有無を確認するため年1回検査を行います。

④音別簡易水道

- ・遊離炭酸及び腐食性（ランゲリア指数）については、原水等で目標値を満足していないため、3月に1回検査を行います。
- ・臭気強度（TON）及び従属栄養細菌については、検出状況を把握するため、3月に1回検査を行います。
- ・農薬類を除いた上記以外の項目のうち水質基準項目と重複していない項目は、水源汚染等の有無を確認するため、年1回検査を行います。

⑤山花簡易水道

- ・臭気強度（TON）については、原水で目標値を満足していないため、3月に1回検査を行います。
- ・従属栄養細菌については、検出状況を把握するため、3月に1回検査を行います。
- ・農薬を除いた上記以外の項目のうち水質基準項目と重複していない項目は、水源汚染等の有無を確認するため、年に1回検査を行います。

(4) 工程管理などのために実施する項目

①釧路市上水道

- ・原水等の状況を把握し浄水処理に反映させるため、アンモニア態窒素、紫外部吸光度及び電気伝導率等を必要に応じて検査します。
- ・水源域の現況と水質の経年変化の傾向を把握する目的で、年4回、釧路川最上流部から取水口の区間で試験を行います。また、本川に流入する湖は藻類が増殖する時期に年2回試験を行います。
- ・クリプトスポリジウム等の検査を原水及び浄水で月に1回行います。
- ・上流等の状況から必要に応じて、原水中のかび臭物質の検査を行います。

②阿寒簡易水道

- ・原水等の状況を把握し浄水処理に反映させるため、アンモニア態窒素、紫外部吸光度及び電気伝導率等を概ね1月に1回以上検査すべき項目と同時に検査します。
- ・水源域の現況と水質の経年変化の傾向を把握する目的で、年4回、シュンクシタカラ川上流部から取水堰で試験を行います。
- ・クリプトスポリジウム等の検査を原水及び浄水で3月に1回行います。
- ・上流等の状況から必要に応じて、原水中のかび臭物質の検査を行います。

③阿寒湖畔簡易水道

- ・原水の状況を把握し浄水処理に反映させるため、アンモニア態窒素、紫外部吸光度及び電気伝導率等を概ね1月に1回以上検査すべき項目と同時に検査します。
- ・水源域の現況と水質の経年変化の傾向を把握する目的で、年4回、チップ川取水口で試験を行います。
- ・クリプトスポリジウム等の検査を原水で3月に1回行います。

④音別簡易水道

- ・原水等の状況を把握するため、アンモニア態窒素、紫外部吸光度及び電気伝導率等を概ね1月に1回以上検査すべき項目と同時に検査します。
- ・水源域の現況と水質の経年変化の傾向を把握する目的で、年4回、音別川上流部で試験を行います。
- ・クリプトスポリジウム等の検査を原水で3月に1回行います。

⑤山花簡易水道

- ・原水等の状況を把握するため、アンモニア態窒素、紫外部吸光度及び電気伝導率等を概ね1月に1回以上検査すべき項目と同時に検査します。
- ・井戸の状況や過去の検査結果から、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」におけるレベル1の施設に該当し、年1回原水の検査を実施することとなっていますが、水道水の安全性を確認するため、レベル2の施設に対応する検査として、クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌は原水及び浄水で月に1回、嫌気性芽胞菌は原水及び浄水で3月に1回検査を行います。

5 臨時の水質検査に関する事項

水源の水質の著しい悪化時や異常時、消化器系感染症の流行時、浄水過程や水道施設が汚染された時など浄水で水質基準値を超える恐れのある場合に臨時検査を実施します。

臨時検査では水質基準が遵守されていることを確認するため、状況に応じて項目をその都度選定して行います。原因が明らかな水質事故では、水質基準項目のうち水質に影響がないと判断される項目について検査を省略する場合や、よりの確に状況を把握するため水質基準項目以外の検査を行うこともあります。また、原因不明によって色及び濁りに著しい変化が生じた時や、取水域で魚が死んで多数浮上したなどの水質事故では、現場調査も含めた検査を行います。

採水箇所については、水質事故が発生してからの時間経過を踏まえ、水源水質試験の採水箇所若しくは導水ポンプ場等の影響が適切に把握できる箇所とし、浄水場又は送配水施設の機能異常の場合は、当該施設以降で検査を行うこととなります。

6 水質検査の方法

各給水区域別に1日1回以上給水栓で行う色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査は、各給水区域から1箇所選定し、居住されている方等に委託して行います。

水質管理目標設定項目のうち農薬類とペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOs)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)については、検査機器の未整備により外部に委託して検査を行います。また、臨時検査については自己検査で行うほか、必要に応じて環境省の実施する外部精度管理に参加している水道法第20条登録検査機関に委託して行います。

定期検査における水質基準項目と水質管理目標設定項目の一部、一般項目及び水源水質試験項目については全て自己検査で行います。

7 水道水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水道水質検査計画は事業年度の開始前に、また、水道水質検査計画に基づいて実施した水質検査結果は検査後速やかに、釧路市ホームページに掲載し公表します。なお、釧路市ホームページのアドレスは (<http://www.city.kushiro.lg.jp/>) です。

水道水質検査計画と毎年度発行している水質年報は、市役所の市政情報コーナー、釧路市中央図書館、阿寒町行政センター及び音別町行政センター等で閲覧できます。

8 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質基準は、水道により供給される水が満たすべき水質上の要件であり、すべてについて満たされる必要があります。検査結果については、水質基準の遵守及び管理目標値の確認はもちろんですが、水質管理や浄水処理の工程管理にも利用します。また、当市では水道水を快適に利用していただけるよう、水のおいしさの重要な要素である臭いに関する項目について水質基準値等よりも更に厳しい「独自の水質目標値」※を設定し、運用しています。

また、水源及び原水の結果については、水源の水質保全対策に積極的に活用するなど、安全で良質な水道水の供給に反映させます。

※評価対象項目は、水質基準項目のジェオスミン(0.000005 mg/L)及び2-メチルイソボルネオール(0.000003 mg/L)、水質管理目標設定項目の残留塩素(0.1mg/L 以上 0.4mg/L 以下)及び臭気強度(TON)(1 以下)の4項目です。

()内の数値は独自の水質目標値。

(2) 水道水質検査計画の見直しに関する事項

水道水質検査計画の見直しは、検査結果(過去3年間の結果も含みます)と水源域の状況に基づいて行います。また、利用者から寄せられた水道水質検査計画及び検査結果に関するご意見等も、参考にさせていただきます。

なお、電話番号等は以下のとおりです。

問合せ先	釧路市上下水道部水質管理課
住所	〒085-0057 釧路市愛国西 4-9-25
電話番号	0154-36-9562 (直通)
ファクシミリ	0154-36-5549
e-mail	su-suishitu@city.kushiro.lg.jp

問合せ先	釧路市上下水道部阿寒上下水道課
住所	〒085-0292 釧路市阿寒町中央 1-4-1
電話番号	0154-64-6190 (直通)
ファクシミリ	0154-66-3683
e-mail	jo-akan@city.kushiro.lg.jp

問合せ先 釧路市上下水道部音別上下水道課
住所 〒088-0192 釧路市音別町中園 1-134
電話番号 01547-6-2231（音別町行政センター（代表））
ファクシミリ 01547-6-2434
e-mail on-jougesuidou@city.kushiro.lg.jp

(3) 水質検査の精度と信頼性保証に関する事項

水道G L Pに基づき、検査毎に標準作業手順書を整え、検査員の教育訓練や品質管理システムの見直し等を行うことにより検査精度の向上と信頼性を確保します。

また、検査は厚生労働省による水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン（平成 25 年 10 月 1 日より適用）に基づき、各検査項目の標準作業手順によって得られる水質検査結果の妥当性と信頼性の確認を行っています。

その他、環境省及び北海道がそれぞれ実施する外部精度管理に参加するほか、課内で内部精度管理を実施し、検査精度の維持と検査技術の向上に努めます。

更に、老朽化した検査機器を計画的に更新するとともに、水質基準や検査法告示の改正等に対応できるよう検査技術の取得に努めます。

(4) 関係者との連携に関する事項

①水源で水質事故が発生した場合は、河川管理者である国土交通省（北海道開発局釧路開発建設部）や北海道、釧路川水系の水質保全並びに対策に資することを目的に設立された釧路川水質保全協議会（流域自治体、農業団体及び利水者で構成）の連絡体制を活用し、情報の収集や現場調査にあたります。

②水道水が原因と考えられる水質事故に対しては、環境省及び北海道（道立衛生研究所及び保健所）などと連携をとりながら検査にあたります。

項 目	水質基準値 (mg/L)	水道法施行規則に 基づく検査回数	釧 路 市 上 水 道				
			過去3年間の 最大値	規則に基づく 検査回数の減	原水等 の状況	検査省略 の可否	釧路市が行う浄 水の検査回数
色、濁り及び消毒の残留効果		毎日		不可		不可	毎日
1 一般細菌	100 個/mL	月に1回以上	0	不可	×	不可	月に1回
2 大腸菌	検出されないこと	月に1回以上	検出せず	不可	×	不可	月に1回
3 カドミウム及びその化合物	0.003	3月に1回以上	0.0003未満	3年に1回以上		可	年に2回
4 水銀及びその化合物	0.0005	3月に1回以上	0.00005未満	3年に1回以上		可	年に2回
5 セレン及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に2回
6 鉛及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に2回
7 ヒ素及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に2回
8 六価クロム化合物	0.02	3月に1回以上	0.002未満	3年に1回以上		可	年に2回
9 亜硝酸態窒素	0.04	3月に1回以上	0.004未満	3年に1回以上		不可	年に2回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3月に1回以上	0.56	3年に1回以上		不可	年に2回
12 フッ素及びその化合物	0.8	3月に1回以上	0.19	不可		可	3月に1回
13 ホウ素及びその化合物	1	3月に1回以上	0.1	3年に1回以上		可	年に2回
14 四塩化炭素	0.002	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に2回
15 1,4-ジオキサン	0.05	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に2回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	3月に1回以上	0.0002未満	3年に1回以上		可	年に2回
17 ジクロロメタン	0.02	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に2回
18 テトラクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に2回
19 トリクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に2回
20 ベンゼン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に2回
21 塩素酸	0.6	3月に1回以上	0.13	不可		不可	3月に1回
22 クロロ酢酸	0.02	3月に1回以上	0.001	不可		不可	3月に1回
23 クロロホルム	0.06	3月に1回以上	0.0202	不可		不可	3月に1回
24 ジクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.008	不可		不可	3月に1回
25 ジブromクロロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0042	不可		不可	3月に1回
26 臭素酸	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
27 総トリハロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0328	不可		不可	3月に1回
28 トリクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.014	不可		不可	3月に1回
29 ブロモジクロロメタン	0.03	3月に1回以上	0.0095	不可		不可	3月に1回
30 ブロモホルム	0.09	3月に1回以上	0.0008	不可		不可	3月に1回
31 ホルムアルデヒド	0.08	3月に1回以上	0.002	不可		不可	3月に1回
32 亜鉛及びその化合物	1	3月に1回以上	0.04	3年に1回以上		可	年に2回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2	3月に1回以上	0.02	3年に1回以上	×	不可	月に1回
34 鉄及びその化合物	0.3	3月に1回以上	0.02	3年に1回以上	×	不可	月に1回
35 銅及びその化合物	1	3月に1回以上	0.03	3年に1回以上		可	年に2回
36 ナトリウム及びその化合物	200	3月に1回以上	25	年に1回以上		可	年に2回
37 マンガン及びその化合物	0.05	3月に1回以上	0.001	3年に1回以上	×	不可	月に1回
38 塩化物イオン	200	月に1回以上	27.0	不可		不可	月に1回
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	3月に1回以上	42	年に1回以上		可	年に2回
40 蒸発残留物	500	3月に1回以上	166	不可		可	3月に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2	3月に1回以上	0.02未満	3年に1回以上		可	年に2回
42 ジェオスミン	0.00001	時季に月1回以上	0.000005	不可		不可	月に1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	時季に月1回以上	0.000003	不可	×	不可	月に1回
44 非イオン界面活性剤	0.02	3月に1回以上	0.005未満	不可		可	3月に1回
45 フェノール類	0.005	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に2回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	月に1回以上	2.1	不可	×	不可	月に1回
47 pH 値	5.8以上8.6以下	月に1回以上	6.7～7.6	不可		不可	月に1回
48 味	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可		不可	月に1回
49 臭気	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可	×	不可	月に1回
50 色度	5 度	月に1回以上	1.6	不可	×	不可	月に1回
51 濁度	2 度	月に1回以上	0.05未満	不可	×	不可	月に1回

項 目	水質基準値 (mg/L)	水道法施行規則に 基づく検査回数	阿 寒 簡 易 水 道				
			過去3年間の 最大値	規則に基づく 検査回数の減	原水等 の状況	検査省略 の可否	釧路市が行う浄 水の検査回数
色、濁り及び消毒の残留効果		毎日		不可		不可	毎日
1 一般細菌	100 個/mL	月に1回以上	5	不可	×	不可	月に1回
2 大腸菌	検出されないこと	月に1回以上	検出せず	不可	×	不可	月に1回
3 カドミウム及びその化合物	0.003	3月に1回以上	0.0003未満	3年に1回以上		可	年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005	3月に1回以上	0.00005未満	3年に1回以上		可	年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001	3年に1回以上		可	年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
8 六価クロム化合物	0.02	3月に1回以上	0.002未満	3年に1回以上		可	年に1回
9 亜硝酸態窒素	0.04	3月に1回以上	0.004未満	3年に1回以上		不可	年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3月に1回以上	0.56	3年に1回以上		不可	年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8	3月に1回以上	0.07	3年に1回以上		可	年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1	3月に1回以上	0.1未満	3年に1回以上		可	年に1回
14 四塩化炭素	0.002	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	3月に1回以上	0.0002未満	3年に1回以上		可	年に1回
17 ジクロロメタン	0.02	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
20 ベンゼン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
21 塩素酸	0.6	3月に1回以上	0.17	不可		不可	3月に1回
22 クロロ酢酸	0.02	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
23 クロロホルム	0.06	3月に1回以上	0.0073	不可		不可	3月に1回
24 ジクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.003	不可		不可	3月に1回
25 ジブromクロロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0007	不可		不可	3月に1回
26 臭素酸	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
27 総トリハロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0097	不可		不可	3月に1回
28 トリクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.005	不可		不可	3月に1回
29 ブロモジクロロメタン	0.03	3月に1回以上	0.0024	不可		不可	3月に1回
30 ブロモホルム	0.09	3月に1回以上	0.0001未満	不可		不可	3月に1回
31 ホルムアルデヒド	0.08	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
32 亜鉛及びその化合物	1	3月に1回以上	0.13	年に1回以上		可	年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2	3月に1回以上	0.02	3年に1回以上	×	不可	月に1回
34 鉄及びその化合物	0.3	3月に1回以上	0.04	年に1回以上		可	年に1回
35 銅及びその化合物	1	3月に1回以上	0.11	年に1回以上		可	年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200	3月に1回以上	15	3年に1回以上		可	年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05	3月に1回以上	0.014	不可		不可	3月に1回
38 塩化物イオン	200	月に1回以上	9.8	不可		不可	月に1回
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	3月に1回以上	60	年に1回以上		可	年に1回
40 蒸発残留物	500	3月に1回以上	132	不可		可	3月に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2	3月に1回以上	0.02未満	3年に1回以上		可	年に1回
42 ジェオスミン	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		不可	月に1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		不可	月に1回
44 非イオン界面活性剤	0.02	3月に1回以上	0.005未満	不可		可	3月に1回
45 フェノール類	0.005	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	月に1回以上	1.2	不可		不可	月に1回
47 pH 値	5.8以上8.6以下	月に1回以上	6.7～7.3	不可	×	不可	月に1回
48 味	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可		不可	月に1回
49 臭気	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可	×	不可	月に1回
50 色度	5 度	月に1回以上	1.3	不可		不可	月に1回
51 濁度	2 度	月に1回以上	0.05未満	不可	×	不可	月に1回

項 目	水質基準値 (mg/L)	水道法施行規則に 基づく検査回数	阿 寒 湖 畔 簡 易 水 道				
			過去3年間の 最大値	規則に基づく 検査回数の減	原水等 の状況	検査省略 の可否	釧路市が行う浄 水の検査回数
色、濁り及び消毒の残留効果		毎日		不可		不可	毎日
1 一般細菌	100 個/mL	月に1回以上	6	不可	×	不可	月に1回
2 大腸菌	検出されないこと	月に1回以上	検出せず	不可	×	不可	月に1回
3 カドミウム及びその化合物	0.003	3月に1回以上	0.0003未満	3年に1回以上		可	年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005	3月に1回以上	0.00005未満	3年に1回以上		可	年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.0041	不可		不可	3月に1回
8 六価クロム化合物	0.02	3月に1回以上	0.002未満	3年に1回以上		可	年に1回
9 亜硝酸態窒素	0.04	3月に1回以上	0.004未満	3年に1回以上		不可	年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3月に1回以上	0.18	3年に1回以上		不可	年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8	3月に1回以上	0.06	3年に1回以上		可	年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1	3月に1回以上	0.1未満	3年に1回以上		可	年に1回
14 四塩化炭素	0.002	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	3月に1回以上	0.0002未満	3年に1回以上		可	年に1回
17 ジクロロメタン	0.02	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
20 ベンゼン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
21 塩素酸	0.6	3月に1回以上	0.07	不可		不可	3月に1回
22 クロロ酢酸	0.02	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
23 クロロホルム	0.06	3月に1回以上	0.0066	不可		不可	3月に1回
24 ジクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.005	不可		不可	3月に1回
25 ジブromクロロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0002	不可		不可	3月に1回
26 臭素酸	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
27 総トリハロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0073	不可		不可	3月に1回
28 トリクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.006	不可		不可	3月に1回
29 ブロモジクロロメタン	0.03	3月に1回以上	0.0009	不可		不可	3月に1回
30 ブロモホルム	0.09	3月に1回以上	0.0001未満	不可		不可	3月に1回
31 ホルムアルデヒド	0.08	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
32 亜鉛及びその化合物	1	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2	3月に1回以上	0.01	3年に1回以上		可	年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3	3月に1回以上	0.02	3年に1回以上		可	年に1回
35 銅及びその化合物	1	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200	3月に1回以上	5.0	3年に1回以上		可	年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
38 塩化物イオン	200	月に1回以上	3.5	不可		不可	月に1回
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	3月に1回以上	26	3年に1回以上		可	年に1回
40 蒸発残留物	500	3月に1回以上	113	不可		可	3月に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2	3月に1回以上	0.02未満	3年に1回以上		可	年に1回
42 ジェオスミン	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		可	3月に1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		可	3月に1回
44 非イオン界面活性剤	0.02	3月に1回以上	0.005未満	不可		可	3月に1回
45 フェノール類	0.005	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	月に1回以上	0.6	不可		不可	月に1回
47 pH 値	5.8以上8.6以下	月に1回以上	7.3～7.5	不可		不可	月に1回
48 味	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可		不可	月に1回
49 臭気	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可	×	不可	月に1回
50 色度	5 度	月に1回以上	0.8	不可		不可	月に1回
51 濁度	2 度	月に1回以上	0.05未満	不可		不可	月に1回

項 目	水質基準値 (mg/L)	水道法施行規則に 基づく検査回数	音 別 簡 易 水 道 （ 音 別 ）				
			過去3年間の 最大値	規則に基づく 検査回数の減	原水等 の状況	検査省略 の可否	釧路市が行う浄 水の 検 査 回 数
色、濁り及び消毒の残留効果		毎日		不可		不可	毎日
1 一般細菌	100 個/mL	月に1回以上	0	不可		不可	月に1回
2 大腸菌	検出されないこと	月に1回以上	検出せず	不可	×	不可	月に1回
3 カドミウム及びその化合物	0.003	3月に1回以上	0.0003未満	3年に1回以上		可	年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005	3月に1回以上	0.00005未満	3年に1回以上		可	年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
8 六価クロム化合物	0.02	3月に1回以上	0.002未満	3年に1回以上		可	年に1回
9 亜硝酸態窒素	0.04	3月に1回以上	0.004未満	3年に1回以上		不可	年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3月に1回以上	0.76	3年に1回以上		不可	年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8	3月に1回以上	0.08	3年に1回以上		可	年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1	3月に1回以上	0.1未満	3年に1回以上		可	年に1回
14 四塩化炭素	0.002	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	3月に1回以上	0.0002未満	3年に1回以上		可	年に1回
17 ジクロロメタン	0.02	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
20 ベンゼン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
21 塩素酸	0.6	3月に1回以上	0.05未満	不可		不可	3月に1回
22 クロロ酢酸	0.02	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
23 クロロホルム	0.06	3月に1回以上	0.0074	不可		不可	3月に1回
24 ジクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.003	不可		不可	3月に1回
25 ジブromクロロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0014	不可		不可	3月に1回
26 臭素酸	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
27 総トリハロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0123	不可		不可	3月に1回
28 トリクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.004	不可		不可	3月に1回
29 ブロモジクロロメタン	0.03	3月に1回以上	0.0039	不可		不可	3月に1回
30 ブロモホルム	0.09	3月に1回以上	0.0001	不可		不可	3月に1回
31 ホルムアルデヒド	0.08	3月に1回以上	0.002	不可		不可	3月に1回
32 亜鉛及びその化合物	1	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3	3月に1回以上	0.01	3年に1回以上		可	年に1回
35 銅及びその化合物	1	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200	3月に1回以上	13	3年に1回以上		可	年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
38 塩化物イオン	200	月に1回以上	6.1	不可		不可	月に1回
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	3月に1回以上	56	年に1回以上		可	年に1回
40 蒸発残留物	500	3月に1回以上	131	不可		可	3月に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2	3月に1回以上	0.02未満	3年に1回以上		可	年に1回
42 ジェオスミン	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		可	3月に1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		可	3月に1回
44 非イオン界面活性剤	0.02	3月に1回以上	0.005未満	不可		可	3月に1回
45 フェノール類	0.005	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	月に1回以上	1.0	不可		不可	月に1回
47 pH 値	5.8以上8.6以下	月に1回以上	6.6～7.1	不可		不可	月に1回
48 味	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可		不可	月に1回
49 臭気	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可		不可	月に1回
50 色度	5 度	月に1回以上	0.8	不可		不可	月に1回
51 濁度	2 度	月に1回以上	0.05未満	不可		不可	月に1回

項 目	水質基準値 (mg/L)	水道法施行規則に 基づく検査回数	音 別 簡 易 水 道 （ 直 別 ）				
			過去3年間の 最大値	規則に基づく 検査回数の減	原水等 の状況	検査省略 の可否	釧路市が行う浄 水の 検 査 回 数
色、濁り及び消毒の残留効果		毎日		不可		不可	毎日
1 一般細菌	100 個/mL	月に1回以上	0	不可	×	不可	月に1回
2 大腸菌	検出されないこと	月に1回以上	検出せず	不可	×	不可	月に1回
3 カドミウム及びその化合物	0.003	3月に1回以上	0.0003未満	3年に1回以上		可	年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005	3月に1回以上	0.00005未満	3年に1回以上		可	年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.003	不可		不可	3月に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
8 六価クロム化合物	0.02	3月に1回以上	0.002未満	3年に1回以上		可	年に1回
9 亜硝酸態窒素	0.04	3月に1回以上	0.004未満	3年に1回以上		不可	年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3月に1回以上	0.37	3年に1回以上		不可	年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8	3月に1回以上	0.05未満	3年に1回以上		可	年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1	3月に1回以上	0.1未満	3年に1回以上		可	年に1回
14 四塩化炭素	0.002	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	3月に1回以上	0.0002未満	3年に1回以上		可	年に1回
17 ジクロロメタン	0.02	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
20 ベンゼン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
21 塩素酸	0.6	3月に1回以上	0.05未満	不可		不可	3月に1回
22 クロロ酢酸	0.02	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
23 クロロホルム	0.06	3月に1回以上	0.0035	不可		不可	3月に1回
24 ジクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
25 ジブromクロロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0019	不可		不可	3月に1回
26 臭素酸	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
27 総トリハロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0046	不可		不可	3月に1回
28 トリクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
29 ブロモジクロロメタン	0.03	3月に1回以上	0.0014	不可		不可	3月に1回
30 ブロモホルム	0.09	3月に1回以上	0.0005	不可		不可	3月に1回
31 ホルムアルデヒド	0.08	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
32 亜鉛及びその化合物	1	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
35 銅及びその化合物	1	3月に1回以上	0.03	3年に1回以上		可	年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200	3月に1回以上	7.0	3年に1回以上		可	年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
38 塩化物イオン	200	月に1回以上	7.5	不可		不可	月に1回
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	3月に1回以上	31	年に1回以上		可	年に1回
40 蒸発残留物	500	3月に1回以上	107	不可		可	3月に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2	3月に1回以上	0.02未満	3年に1回以上		可	年に1回
42 ジェオスミン	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		可	3月に1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		可	3月に1回
44 非イオン界面活性剤	0.02	3月に1回以上	0.005未満	不可		可	3月に1回
45 フェノール類	0.005	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	月に1回以上	0.4	不可		不可	月に1回
47 pH 値	5.8以上8.6以下	月に1回以上	6.4～6.8	不可		不可	月に1回
48 味	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可		不可	月に1回
49 臭気	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可		不可	月に1回
50 色度	5 度	月に1回以上	0.5未満	不可		不可	月に1回
51 濁度	2 度	月に1回以上	0.05未満	不可		不可	月に1回

項 目	水質基準値 (mg/L)	水道法施行規則に 基づく検査回数	山 花 簡 易 水 道				
			過去3年間の 最大値	規則に基づく 検査回数の減	原水等 の状況	検査省略 の可否	釧路市が行う浄 水の検査回数
色、濁り及び消毒の残留効果		毎日		不可		不可	毎日
1 一般細菌	100 個/mL	月に1回以上	0	不可		不可	月に1回
2 大腸菌	検出されないこと	月に1回以上	検出せず	不可		不可	月に1回
3 カドミウム及びその化合物	0.003	3月に1回以上	0.0003未満	3年に1回以上		可	年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005	3月に1回以上	0.00005未満	3年に1回以上		可	年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.001未満	3年に1回以上		可	年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
8 六価クロム化合物	0.02	3月に1回以上	0.002未満	3年に1回以上		可	年に1回
9 亜硝酸態窒素	0.04	3月に1回以上	0.004未満	3年に1回以上		不可	年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3月に1回以上	0.04	3年に1回以上		不可	年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8	3月に1回以上	0.11	年に1回以上		可	年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1	3月に1回以上	0.1未満	3年に1回以上		可	年に1回
14 四塩化炭素	0.002	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	3月に1回以上	0.0002未満	3年に1回以上		可	年に1回
17 ジクロロメタン	0.02	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
20 ベンゼン	0.01	3月に1回以上	0.0001未満	3年に1回以上		可	年に1回
21 塩素酸	0.6	3月に1回以上	0.10	不可		不可	3月に1回
22 クロロ酢酸	0.02	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
23 クロロホルム	0.06	3月に1回以上	0.0073	不可		不可	3月に1回
24 ジクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.002	不可		不可	3月に1回
25 ジブromクロロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0008	不可		不可	3月に1回
26 臭素酸	0.01	3月に1回以上	0.001未満	不可		不可	3月に1回
27 総トリハロメタン	0.1	3月に1回以上	0.0107	不可		不可	3月に1回
28 トリクロロ酢酸	0.03	3月に1回以上	0.003	不可		不可	3月に1回
29 ブロモジクロロメタン	0.03	3月に1回以上	0.0026	不可		不可	3月に1回
30 ブロモホルム	0.09	3月に1回以上	0.0001	不可		不可	3月に1回
31 ホルムアルデヒド	0.08	3月に1回以上	0.002	不可		不可	3月に1回
32 亜鉛及びその化合物	1	3月に1回以上	0.02	3年に1回以上		可	年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
35 銅及びその化合物	1	3月に1回以上	0.01未満	3年に1回以上		可	年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200	3月に1回以上	10	3年に1回以上		可	年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05	3月に1回以上	0.010	年に1回以上		可	年に1回
38 塩化物イオン	200	月に1回以上	3.9	不可		不可	月に1回
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	3月に1回以上	46	年に1回以上		可	年に1回
40 蒸発残留物	500	3月に1回以上	126	不可		可	3月に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2	3月に1回以上	0.02未満	3年に1回以上		可	年に1回
42 ジェオスミン	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		可	3月に1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	時季に月1回以上	0.000001未満	不可		可	3月に1回
44 非イオン界面活性剤	0.02	3月に1回以上	0.005未満	不可		可	3月に1回
45 フェノール類	0.005	3月に1回以上	0.0005未満	3年に1回以上		可	年に1回
46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	月に1回以上	0.5	不可		不可	月に1回
47 pH 値	5.8以上8.6以下	月に1回以上	7.2～7.8	不可	×	不可	月に1回
48 味	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可		不可	月に1回
49 臭気	異常でないこと	月に1回以上	異常なし	不可	×	不可	月に1回
50 色度	5 度	月に1回以上	1.6	不可		不可	月に1回
51 濁度	2 度	月に1回以上	0.08	不可		不可	月に1回

令和7年度 水質検査及び試験の種類

資料 2

種 類			内 容 等	補 足 説 明
釧 路 市 上 水 道	水道法に基づく定期検査	全項目検査	箇所 原水（取水）、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 水道水の水質の安定と安全性を確認する目的で検査を行います ・ この検査には、四半期検査が含まれています
			回数 年 2 回（高水温時、低水温時）	
			項目 水質基準項目の全て、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		四半期検査	箇所 原水（取水）、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 検査回数の減が不可である消毒副生成物に関する項目を中心に検査を行います ・ この検査には毎月検査が含まれています
			回数 3 月に 1 回	
			項目 水質基準項目の一部、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		毎月検査	箇所 原水（取水）、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 検査の省略が不可である項目を中心に検査を行います ・ 適正な薬品注入であることや浄水処理設備の機能維持を確認するために特に必要な項目については工程別に検査を行います
			回数 月 1 回	
			項目 水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		給水栓水毎日検査	箇所 給水栓水（詳細は資料11参照）	・ 給水区域の東側 2 箇所、南側及び西側の計 4 箇所で検査を行います ・ うち 3 箇所は私人に委託して検査を行います
			回数 毎日	
			項目 色、濁り及び消毒の残留効果	
	目的水と質した理を検査	毎週検査	箇所 原水（取水）、沈殿水、ろ過水及び配水（詳細は資料10及び11参照）	・ 法定検査と毎日検査を補完し、浄水工程の水質管理を目的に検査を行います ・ かび臭物質については、上流等の状況から必要に応じて、原水の検査を行います
			回数 週 1 回	
			項目 水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 6 参照）	
		毎日検査	箇所 原水（取水）、沈殿水、ろ過水及び配水（詳細は資料10及び11参照）	・ 法定検査を補完し、浄水工程の水質管理を目的に検査を行います
			回数 平日に 1 回	
			項目 水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 6 参照）	
		給水栓水毎月検査	箇所 給水栓水（詳細は資料11参照）	・ 給水栓水毎日検査を補完するため、給水区域内の 9 箇所で月 1 回以上検査を行います ・ 給水区域の末端における水質管理を目的に検査を行います
			回数 毎月 1 回以上	
			項目 p H値、色度、濁度、遊離残留塩素及び水温	
	水源水質試験	釧路川本川	箇所 眺湖橋、万翠橋、五十石橋、二本松橋、細岡及び岩保木（詳細は資料12参照）	・ 水源である釧路川の現況把握と将来予測をするため試験を行います ・ 最上流部から取水口の区間で、市街地や流域の影響が把握できる箇所で試験します
			回数 年 4 回	
			項目 水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 7 参照）	
		湿原湖沼	箇所 塘路湖及び達古武湖（詳細は資料12参照）	・ 釧路川に注いでいる湖で、プランクトンが増殖する時期などに、釧路川本川と同時に採水して試験を行います
			回数 年 2 回	
			項目 水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 7 参照）	
		臨時検査	箇所 原水（取水）、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 水質の悪化した時等における水質基準の遵守を確認する目的で検査を行います ・ 検査の内容等は、状況に応じてその都度選定します。
			回数 検査が必要な場合随時	
			項目 水質基準項目、水質管理目標設定項目及び一般項目	

種 類			内 容 等		補 足 説 明
阿 寒 簡 易 水 道	水道法に基づく定期検査	全項目検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 水道水の水質の安定と安全性を確認する目的で検査を行います ・ この検査には、四半期検査が含まれています
			回数	年 1 回	
			項目	水質基準項目の全て、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		四半期検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 検査回数の減が不可である消毒副生成物に関する項目を中心に検査を行います ・ この検査には毎月検査が含まれています
			回数	3 月に 1 回	
			項目	水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 4 及び 5 参照）	
		毎月検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 検査の省略が不可である項目を中心に検査を行います ・ 適正な薬品注入であることや浄水処理設備の機能維持を確認するために特に必要な項目については工程別に検査を行います
			回数	月 1 回	
			項目	水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		給水栓水毎日検査	箇所	給水栓水（詳細は資料11参照）	・ 上阿寒地区及び布伏内地区で検査を行います
			回数	毎日	
			項目	色、濁り、消毒の残留効果	
	しを水た目質験的管査と理	毎週検査	箇所	原水（詳細は資料10参照）	・ 法定検査を補完し、浄水工程の水質管理を目的に検査を行います ・ かび臭物質は上流等の状況から必要に応じて、原水の検査を行います
			回数	必要に応じて	
			項目	水質基準項目の一部（詳細は資料 6 参照）	
	水源水質試験（シュンクシタカラ川）	箇所	一の橋及び取水堰（詳細は資料12参照）	・ 水源であるシュンクシタカラ川の現況と将来予測を把握するため試験を行います ・ 上流部から取水口の区間で、流域の影響が把握できる箇所で試験します	
		回数	年 4 回		
		項目	水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 7 参照）		
臨時検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 水質の悪化した時等における水質基準の遵守を確認する目的で検査を行います ・ 検査の内容等は、状況に応じてその都度選定します		
	回数	検査が必要な場合随時			
	項目	水質基準項目、水質管理目標設定項目及び一般項目			
阿 寒 湖 畔 簡 易 水 道	水道法に基づく定期検査	全項目検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 水道水の水質の安定と安全性を確認する目的で検査を行います ・ この検査には、四半期検査が含まれています
			回数	年 1 回	
			項目	水質基準項目の全て、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		四半期検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 検査回数の減が不可である消毒副生成物に関する項目を中心に検査を行います ・ この検査には毎月検査が含まれています
			回数	3 月に 1 回	
			項目	水質基準項目の一部、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		毎月検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 検査の省略が不可である項目を中心に検査を行います ・ 適正な薬品注入であることや浄水処理設備の機能維持を確認するために特に必要な項目については工程別に検査を行います
			回数	月 1 回	
			項目	水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		給水栓水毎日検査	箇所	給水栓水（詳細は資料11参照）	・ 給水区域の 1 箇所で検査を行います
			回数	毎日	
			項目	色、濁り、消毒の残留効果	
	水源水質試験（チップ川）	箇所	取水口付近（詳細は資料12参照）	・ 水源であるチップ川の現況と将来予測を把握するため試験を行います ・ 取水口付近で、流域の影響が把握できる箇所で試験します	
		回数	年 4 回		
		項目	水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 7 参照）		
	臨時検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・ 水質の悪化した時等における水質基準の遵守を確認する目的で検査を行います ・ 検査の内容等は、状況に応じてその都度選定します	
		回数	検査が必要な場合随時		
		項目	水質基準項目、水質管理目標設定項目及び一般項目		

種 類			内 容 等		補 足 説 明
音別簡易水道（音別浄水場）	水道法に基づく定期検査	全項目検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・水道水の水質の安定と安全性を確認する目的で検査を行います ・この検査には、四半期検査が含まれています
			回数	年 1 回	
			項目	水質基準項目の全て、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		四半期検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・検査回数の減が不可である消毒副生成物に関する項目を中心に検査を行います ・この検査には毎月検査が含まれています
			回数	3 月に 1 回	
			項目	水質基準項目の一部、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		毎月検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・検査の省略が不可である項目を中心に検査を行います
			回数	月 1 回	
			項目	水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		給水栓水毎日検査	箇所	給水栓水（詳細は資料11参照）	・給水区域の私人に委託して検査を行います
			回数	毎日	
			項目	色、濁り及び消毒の残留効果	
	水源水質試験（音別川）		箇所	千歳橋、陽光橋及び初音橋（詳細は資料12参照）	・水源に間接的に影響を及ぼす音別川の現況と将来予測を把握するため試験を行います ・上流部から取水井戸付近の区間で、流域の影響が把握できる箇所です試験します
			回数	年 4 回	
			項目	水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 7 参照）	
	臨時検査		箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・水質の悪化した時等における水質基準の遵守を確認する目的で検査を行います ・検査の内容等は、状況に応じてその都度選定します
			回数	検査が必要な場合随時	
			項目	水質基準項目、水質管理目標設定項目及び一般項目	
音別簡易水道（直別浄水場）	水道法に基づく定期検査	全項目検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・水道水の水質の安定と安全性を確認する目的で検査を行います ・この検査には、四半期検査が含まれています
			回数	年 1 回	
			項目	水質基準項目の全て、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		四半期検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・検査回数の減が不可である消毒副生成物に関する項目を中心に検査を行います ・この検査には毎月検査が含まれています
			回数	3 月に 1 回	
			項目	水質基準項目の一部、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		毎月検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・検査の省略が不可である項目を中心に検査を行います
			回数	月 1 回	
			項目	水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		給水栓水毎日検査	箇所	給水栓水（詳細は資料11参照）	・給水区域の私人に委託して検査を行います
			回数	毎日	
			項目	色、濁り及び消毒の残留効果	
	臨時検査		箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・水質の悪化した時等における水質基準の遵守を確認する目的で検査を行います ・検査の内容等は、状況に応じてその都度選定します
			回数	検査が必要な場合随時	
			項目	水質基準項目、水質管理目標設定項目及び一般項目	

令和7年度 水質検査及び試験の種類

資料 2

種 類			内 容 等		補 足 説 明
山 花 簡 易 水 道	水 道 法 に 基 づ く 定 期 検 査	全項目検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・水道水の水質の安定と安全性を確認する目的で検査を行います ・この検査には、四半期検査が含まれています
			回数	年 1 回	
			項目	水質基準項目の全て、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		四半期検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・検査回数の減が不可である消毒副生成物に関する項目を中心に検査を行います ・この検査には毎月検査が含まれています
			回数	3 月に 1 回	
			項目	水質基準項目の一部、水質管理目標設定項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		毎月検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・検査の省略が不可である項目を中心に検査を行います
			回数	月 1 回	
			項目	水質基準項目の一部及び一般項目（詳細は資料 3 ～ 5 参照）	
		給水栓水毎日検査	箇所	給水栓水（詳細は資料11参照）	・給水区域の私人に委託して検査を行います
			回数	毎日	
			項目	色、濁り及び消毒の残留効果	
		臨時検査	箇所	原水、配水及び給水栓水（詳細は資料10及び11参照）	・水質の悪化した時等における水質基準の遵守を確認する目的で検査を行います ・検査の内容等は、水質悪化の状況に応じその都度選定します
			回数	検査が必要な場合随時	
			項目	水質基準項目、水質管理目標設定項目及び一般項目	

令和7年度 水質基準項目 採水箇所及び検査頻度一覧表

資料3

水質基準項目

項	目	釧路市上水道					阿寒簡易水道					阿寒湖畔簡易水道			音別簡易水道（音別）				音別簡易水道（直別）			山花簡易水道			備考	
		原水 （取水）	沈殿水	ろ過水	配水	給水栓	原水1	原水2	混合 原水	沈殿水	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	原水1	原水2	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	原水	配水		給水栓
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	カドミウム及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	水銀及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	セレン及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	鉛及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	
7	ヒ素及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	六価クロム化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	亜硝酸態窒素	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	フッ素及びその化合物	◎			◎	◎	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	ホウ素及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	四塩化炭素	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	1,4-ジオキサン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	ジクロロメタン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	テトラクロロエチレン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	トリクロロエチレン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	ベンゼン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	塩素酸			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
22	クロロ酢酸			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
23	クロロホルム			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
24	ジクロロ酢酸			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
25	ジブロモクロロメタン			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
26	臭素酸			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
27	総トリハロメタン			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
28	トリクロロ酢酸			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
29	ブロモジクロロメタン			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
30	ブロモホルム			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
31	ホルムアルデヒド			◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	

令和7年度 水質基準項目 採水箇所及び検査頻度一覧表

水質基準項目

項 目	釧 路 市 上 水 道					阿 寒 簡 易 水 道						阿寒湖畔簡易水道			音 別 簡 易 水 道（音 別）				音別簡易水道(直別)			山 花 簡 易 水 道			備 考
	原水 (取水)	沈殿水	ろ過水	配水	給水栓	原水1	原水2	混合 原水	沈殿水	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	原水1	原水2	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	
32 亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
33 アルミニウム及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34 鉄 及 び そ の 化 合 物	●	●	●	●	●	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35 銅 及 び そ の 化 合 物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
36 ナトリウム及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
37 マンガン及びその化合物	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
38 塩 化 物 イ オ ン	●			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40 蒸 発 残 留 物	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
41 陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
42 ジ エ オ ス ミ ン	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	プランクトン増殖期
43 2-メチルイソボルネオール	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	プランクトン増殖期
44 非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
45 フ ェ ノ ー ル 類	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
47 p H 値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48 味				●	●					●	●		●	●			●	●		●	●		●	●	
49 臭 気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
50 色 度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51 濁 度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

凡例

- :月1回以上実施
- ◎:3月に1回以上実施
- :年1回実施(釧路市上水道は年2回実施)

令和7年度 水質管理目標設定項目 採水箇所及び検査頻度一覧表

資料 4

水質管理目標設定項目

項 目	釧 路 市 上 水 道					阿 寒 簡 易 水 道						阿寒湖畔簡易水道			音 別 簡 易 水 道 (音 別)				音別簡易水道(直別)			山 花 簡 易 水 道			備 考
	原水 (取水)	沈殿水	ろ過水	配水	給水栓	原水1	原水2	混合 原水	沈殿水	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	原水1	原水2	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	
1 アンチモン及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 ウラン及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 ニッケル及びその化合物	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4																									欠番
5 1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6																									欠番
7																									欠番
8 ト ル エ ン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10 亜 塩 素 酸																									消毒剤として二酸化塩素を使用せず
11																									欠番
12 二 酸 化 塩 素																									消毒剤として二酸化塩素を使用せず
13 ジ ク ロ ロ ア セ ト ニ ト リ ル			◎	◎	◎					○	○		○	○			○	○		○	○		○	○	
14 抱 水 ク ロ ラ ー ル			◎	◎	◎					○	○		○	○			○	○		○	○		○	○	
15 農 薬 類	資料8 参照																								定期検査と別に実施
16 残 留 塩 素																									一般項目で測定
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)																									水質基準項目で測定
18 マン ガ ン 及 び そ の 化 合 物																									水質基準項目で測定
19 遊 離 炭 酸	○			○	○	◎	◎			◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
20 1,1,1- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21 メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)																									
23 臭 気 強 度 (T O N)	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
24 蒸 発 残 留 物																									水質基準項目で測定
25 濁 度																									水質基準項目で測定
26 p H 値																									水質基準項目で測定
27 腐 食 性 (ラ ン ゲ リ ア 指 数)	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
28 従 属 栄 養 細 菌	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
29 1,1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30 アルミニウム及びその化合物																									水質基準項目で測定
31 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)	○			○		○	○			○		○	○									○	○		定期検査と別に実施

◎:3月に1回以上実施

○:年1回実施

令和7年度 一般項目 採水箇所及び検査頻度一覧表

資料5

一般項目

項 目		釧 路 市 上 水 道					阿 寒 簡 易 水 道					阿寒湖畔簡易水道			音 別 簡 易 水 道（音 別）				音別簡易水道(直別)			山 花 簡 易 水 道			
		原水 (取水)	沈殿水	ろ過水	配水	給水栓	原水1	原水2	混合 原水	沈殿水	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	原水1	原水2	配水	給水栓	原水	配水	給水栓	原水	配水	給水栓
1 水		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 遊 離 残 留 塩 素				●	●	●				●	●		●	●			●	●		●	●		●	●	
3 モ ノ ク ロ ラ ミ ン				●	●	●																	●	●	
4 ジ ク ロ ラ ミ ン				●	●	●																	●	●	
5 結 合 残 留 塩 素				●	●	●				●	●		●	●			●	●		●	●		●	●	
6 ア ン モ ニ ア 態 窒 素		●	●	●			●	●	●	●			●			●	●			●			●	●	
7 紫 外 部 吸 光 度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8 電 気 伝 導 率		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9 ア ル カ リ 度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○
10 浮 遊 物 質 （ S S ）																									
11 B O D																									
12 総 窒 素																									
13 総 リ ン																									
14 生 物		●	●	●			●			●	●														
15 嫌 気 性 芽 胞 菌		●	●	●			●	●		●	●		●	●		●	●	●		●	●		◎	◎	
16 ク リ プ ト ス ポ リ ジ ウ ム		●		●			◎	◎			◎		◎			◎	◎			◎					
17 ジ ア ル ジ ア		●		●			◎	◎			◎		◎			◎	◎			◎					
18 カ ル シ ウ ム 硬 度		◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○
19 酸 度		○			○	○	◎	◎			◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○

凡例

- : 月1回以上実施
- ◎: 3月に1回以上実施
- : 年1回以上実施

[illegible]

資料 6

[illegible][illegible]

令和7年度 水源水質試験 採水箇所別試験項目一覧表

資料 7

水質基準項目

項 目	釧 路 市 上 水 道		阿 寒 簡 易 水 道	阿 寒 湖 畔 簡 易 水 道	音別簡易水道 (音 別)
	本川	湖沼	本川	本川	本川
1 一 般 細 菌					
2 大 腸 菌	○	○	○	○	○
3 カドミウム 及 び そ の 化 合 物					
4 水 銀 及 び そ の 化 合 物					
5 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物					
6 鉛 及 び そ の 化 合 物					
7 ヒ 素 及 び そ の 化 合 物					
8 六 価 ク ロ ム 化 合 物					
9 亜 硝 酸 態 窒 素	○	○	○	○	○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン					
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○
12 フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	○				
13 ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物					
14 四 塩 化 炭 素					
15 1,4 - ジ オ キ サ ン					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン					
17 ジ ク ロ ロ メ タ ン					
18 テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン					
19 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン					
20 ベ ン ゼ ン					
21 塩 素 酸					
22 ク ロ ロ 酢 酸					
23 ク ロ ロ ホ ル ム					
24 ジ ク ロ ロ 酢 酸					
25 ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン					
26 臭 素 酸					
27 総 ト リ ハ ロ メ タ ン					
28 ト リ ク ロ ロ 酢 酸					
29 ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン					
30 ブ ロ モ ホ ル ム					
31 ホ ル ム ア ル デ ヒ ド					
32 亜 鉛 及 び そ の 化 合 物					
33 アルミニウム及びその化合物					
34 鉄 及 び そ の 化 合 物					
35 銅 及 び そ の 化 合 物					
36 ナトリウム及びその化合物					
37 マンガン及びその化合物					
38 塩 化 物 イ オ ン					
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)					
40 蒸 発 残 留 物					
41 陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤					
42 ジ ェ オ ス ミ ン	○	○	○		
43 2-メチルイソボルネオール	○	○	○		
44 非 イ オ ン 界 面 活 性 剤					
45 フ ェ ノ ー ル 類					
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○
47 p H 値	○	○	○	○	○
48 味					
49 臭 気	○	○	○	○	○
50 色 度	○	○	○	○	○
51 濁 度	○	○	○	○	○

備考

ジェオスミンと2-メチルイソボルネオールはプランクトン増殖期に検査

令和7年度 水源水質試験 採水箇所別試験項目一覧表

資料 7

水質管理目標設定項目

項 目	釧路市上水道		阿 寒 簡 易 水 道	阿 寒 湖 畔 簡 易 水 道	音別簡易水道 (音 別)
	本川	湖沼	本川	本川	本川
1 アンチモン及びその化合物					
2 ウラン及びその化合物					
3 ニッケル及びその化合物					
5 1,2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン					
8 ト ル エ ン					
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)					
10 亜 塩 素 酸					
12 二 酸 化 塩 素					
13 ジ ク ロ ロ ア セ ト ニ ト リ ル					
14 抱 水 ク ロ ラ ー ル					
15 農 薬 類					
16 残 留 塩 素					
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)					
18 マ ン ガ ン 及 び そ の 化 合 物					
19 遊 離 炭 酸					
20 1,1,1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン					
21 メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)					
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					
23 臭 気 強 度 (T O N)					
24 蒸 発 残 留 物					
25 濁 度					
26 p H 値					
27 腐 食 性 (ラ ン ゲ リ ア 指 数)					
28 従 属 栄 養 細 菌					
29 1,1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン					
30 アルミニウム及びその化合物					
31 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)					

一般項目

項 目	釧路市上水道		阿 寒 簡 易 水 道	阿 寒 湖 畔 簡 易 水 道	音別簡易水道 (音 別)
	本川	湖沼	本川	本川	本川
1 水 温	○	○	○	○	○
2 遊 離 残 留 塩 素					
3 モ ノ ク ロ ラ ミ ン					
4 ジ ク ロ ラ ミ ン					
5 結 合 残 留 塩 素					
6 ア ン モ ニ ア 態 窒 素	○	○	○	○	○
7 紫 外 部 吸 光 度	○	○	○	○	○
8 電 気 伝 導 率	○	○	○	○	○
9 ア ル カ リ 度					
10 浮 遊 物 質 (S S)	○	○	○	○	○
11 B O D	○	○	○	○	○
12 総 窒 素	○	○	○	○	○
13 総 リ ン	○	○	○	○	○
14 生 物	○	○			
15 嫌 気 性 芽 胞 菌					
16 ク リ プ ト ス ポ リ ジ ウ ム					
17 ジ ア ル ジ ア	○		○	○	○
18 カ ル シ ウ ム 硬 度					
19 酸 度					

備考

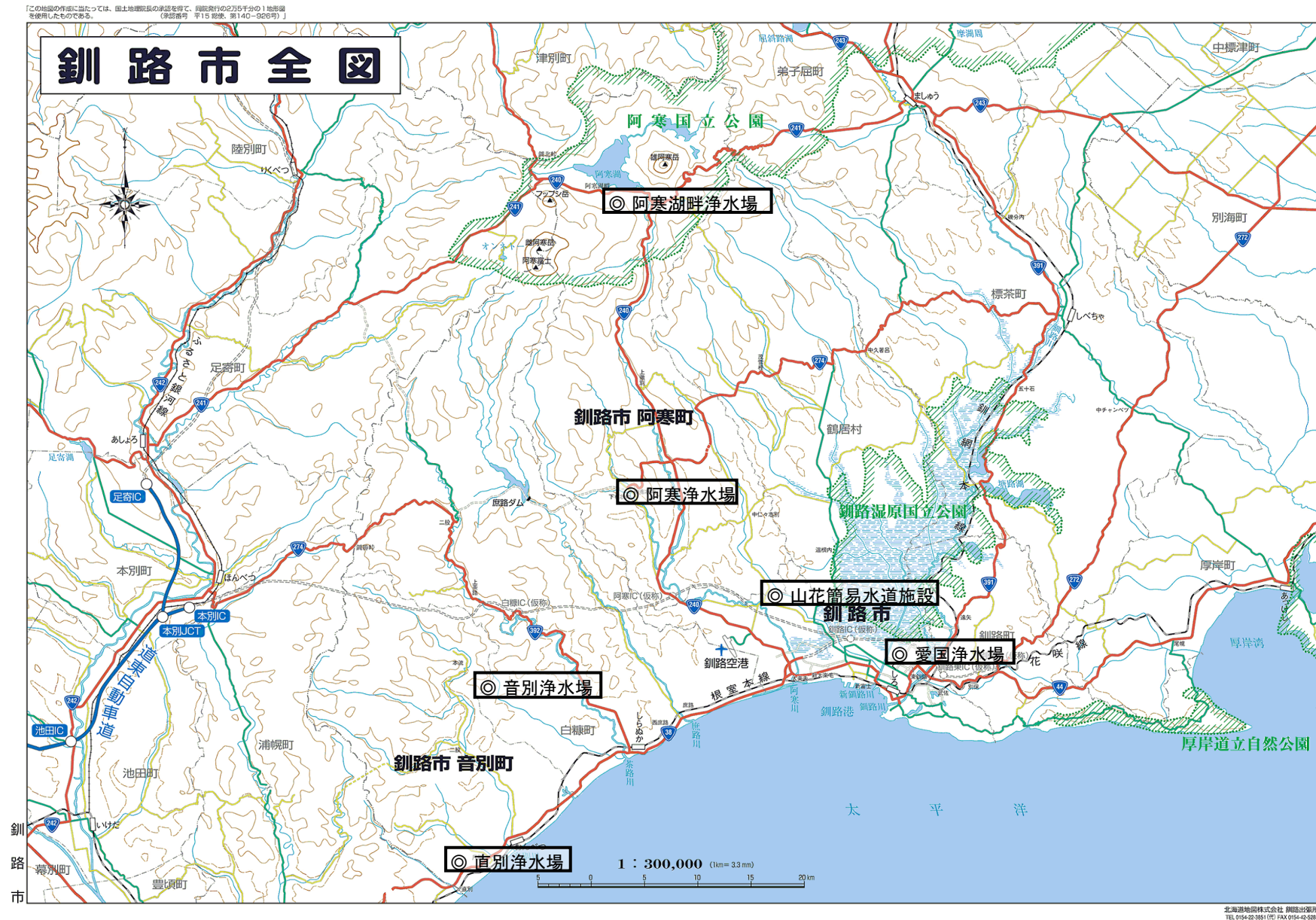
生物はプランクトン増殖期に検査

項	目	
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	○
2	2,2-D P A (ダラボン)	
3	2,4-D (2,4-P A)	
4	E P	N
5	M C P	A ○
6	ア シ ユ ラ	ム ○
7	ア セ フ エ ー ト	○
8	ア ト ラ ジ	ン ○
9	ア ニ ロ ホ	ス
10	ア ミ ト ラ	ズ
11	ア ラ ク ロ ー ル	○
12	イ ソ キ サ チ オ	ン ○
13	イ ソ フ ェ ン ホ	ス
14	イソプロカルブ (M I P C)	
15	イソプロチオラン (I P T)	
16	イブフェンカルバゾン	
17	イプロベンホス (I B P)	
18	イ ミ ノ ク タ ジ	ン ○
19	イ ン ダ ノ フ ァ	ン
20	エ ス プ ロ カ ル ブ	
21	エトフェンブロックス	○
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	
23	オ キ サ ジ ク ロ メ	ホ ン
24	オ キ シ ン 銅 (有機銅)	○
25	オ リ サ ス ト ロ ビ	ン
26	カ ズ サ ホ	ス ○
27	カ フ ェ ン ス ト ロ ー ル	
28	カ ル タ ッ	ブ ○
29	カ ル バ リ ル (N A C)	○
30	カ ル ボ フ ラ	ン
31	キ ノ ク ラ ミ ン (A C N)	
32	キ ヤ ブ タ	ン ○
33	ク ミ ル ロ	ン
34	グ リ ホ サ ー ト	○
35	グ ル ホ シ ネ ー ト	○
36	ク ロ メ プ ロ ッ	ブ
37	クロルニトロフェン (C N P)	
38	ク ロ ル ビ リ ホ	ス ○
39	ク ロ ロ タ ロ ニ ル (T P N)	○
40	シ ア ナ ジ	ン
41	シ ア ノ ホ ス (C Y A P)	○
42	ジ ウ ロ ン (D C M U)	
43	ジ ク ロ ベ ニ ル (D B N)	
44	ジ ク ロ ル ボ ス (D D V P)	
45	ジ ク ワ ッ	ト
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	
47	ジチオカルバメート系農薬	○
48	ジ チ オ ビ ル	
49	シ ハ ロ ホ ッ プ プ チ ル	
50	シ マ ジ ン (C A T)	
51	ジ メ タ メ ト リ	ン
52	ジ メ ト エ ー ト	○
53	シ メ ト リ	ン
54	ダ イ ア ジ ノ	ン ○
55	ダ イ ム ロ	ン
56	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	○
57	チ ア ジ ニ	ル
58	チ ウ ラ	ム ○
59	チ オ ジ カ ル	ブ

項	目	
60	チ オ フ ァ ネ ー ト メ チ ル	○
61	チ オ ベ ン カ ル ブ	
62	テ フ リ ル ト リ オ	ン
63	テルブカルブ (M B P M C)	
64	ト リ ク ロ ロ ビ ル	
65	ト リ ク ロ ル ホ	ン
66	ト リ シ ク ラ ゾ ー ル	
67	ト リ フ ル ラ リ	ン ○
68	ナ ブ ロ バ ミ	ド
69	パ ラ コ ー ト	
70	ビ ベ ロ ホ	ス
71	ビ ラ ク ロ ニ ル	
72	ビ ラ ゾ キ シ フ ェ ン	
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	
74	ピ リ ダ フ ェ ン チ オ	ン
75	ピ リ ブ チ カ ル	ブ
76	ビ ロ キ ロ	ン
77	フ イ ブ ロ ニ ル	○
78	フェニトロチオン (M E P)	○
79	フェノブカルブ (B P M C)	
80	フ ェ リ ム ゾ	ン
81	フ ェ ン チ オ ン (M P P)	
82	フェントエート (P A P)	○
83	フ ェ ン ト ラ ザ ミ	ド
84	フ サ ラ イ	ド
85	ブ タ ク ロ ー ル	
86	ブ タ ミ ホ	ス ○
87	ブ フ ロ フ ェ ジ	ン
88	フ ル ア ジ ナ	ム ○
89	ブ レ チ ラ ク ロ ー ル	
90	ブ ロ シ ミ	ド ン ○
91	ブ ロ チ オ	ホ ス ○
92	ブ ロ ビ コ ナ ゾ ー ル	○
93	ブ ロ ビ ザ ミ	ド ○
94	ブ ロ ベ ナ ゾ ー ル	○
95	ブ ロ モ ブ チ	ド
96	ベ ノ ミ	ル ○
97	ベ ン シ ク ロ	ン ○
98	ベ ン ゾ ビ シ ク ロ	ン
99	ベ ン ゾ フ ェ ナ ッ	ブ
100	ベ ン タ ゾ	ン ○
101	ベ ン デ イ メ タ リ	ン ○
102	ベ ン フ ラ カ ル	ブ
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	
104	ベ ン フ レ セ ー ト	
105	ホ ス チ ア ゼ ー ト	○
106	マ ラ チ オ ン (マラソン)	○
107	メコブロッブ (M C P P)	
108	メ ソ ミ	ル ○
109	メ タ ラ キ シ	ル ○
110	メチダチオン (D M T P)	
111	メ ト ミ ノ ス ト ロ ビ	ン
112	メ ト リ ブ ジ	ン ○
113	メ フ ェ ナ セ ッ	ト
114	メ プ ロ ニ	ル ○
115	モ リ ネ ー ト	

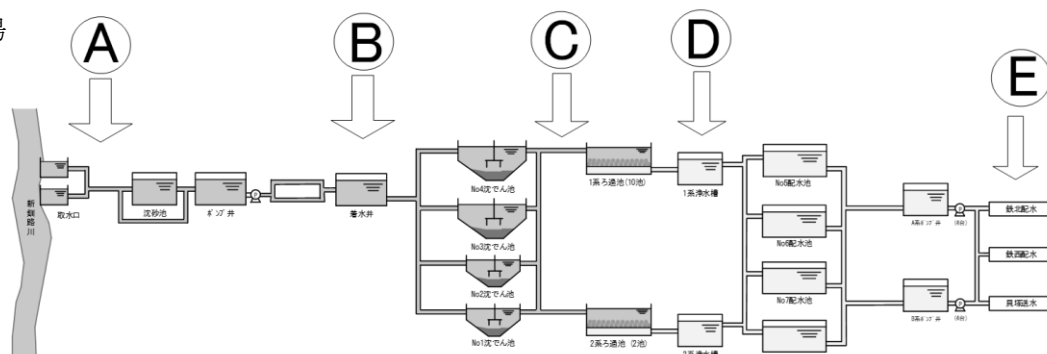
備考

○印は検査する農薬である。



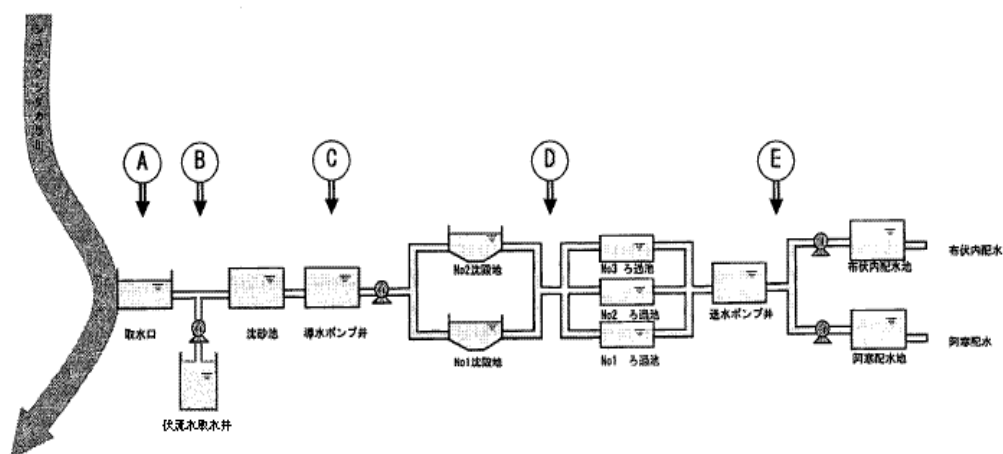
この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである（承認番号平15総使、第140-926号）

釧路市上水道
愛国浄水場



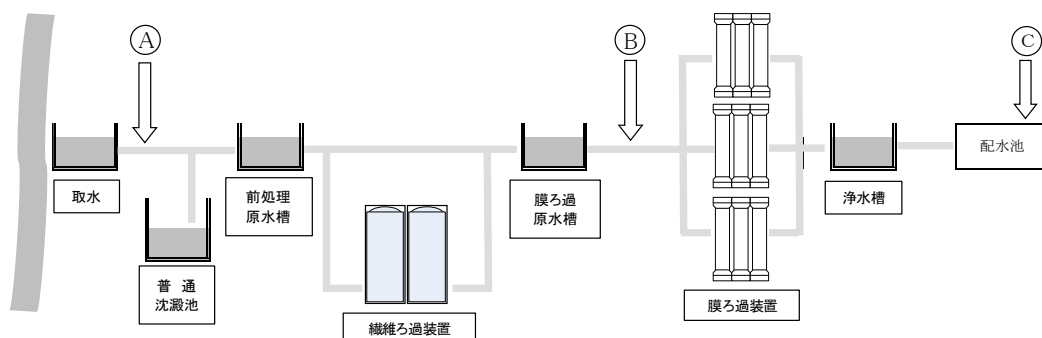
- A 取水 導水ポンプ場で塩素を注入した場合、原水として検査する水
 B 原水 浄水場の最初の工程となる着水井の水
 C 沈殿水 凝集剤を注入し、沈殿処理した上澄み水
 D ろ過水 塩素処理と砂ろ過を経た水
 E 配水 浄水場からの最終工程の水

阿寒簡易水道
阿寒浄水場



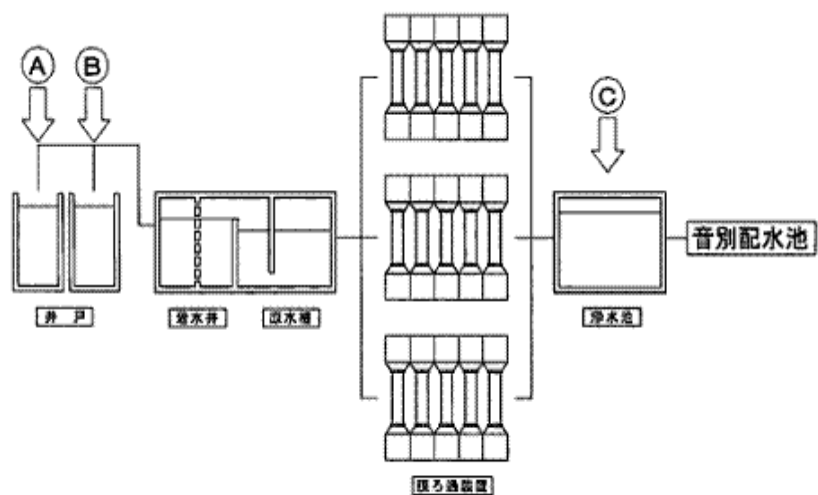
- A 原水 1 浄水場に入るシュンクシタカラ川の表流水
 B 原水 2 シュンクシタカラ川の伏流水を汲み上げた水
 C 混合原水 浄水場の最初の工程となる導水ポンプ井の水
 D 沈殿水 凝集剤を注入し、沈殿処理した上澄み水
 E 配水 砂ろ過と塩素処理を経た水

阿寒湖畔簡易水道
阿寒湖畔浄水場

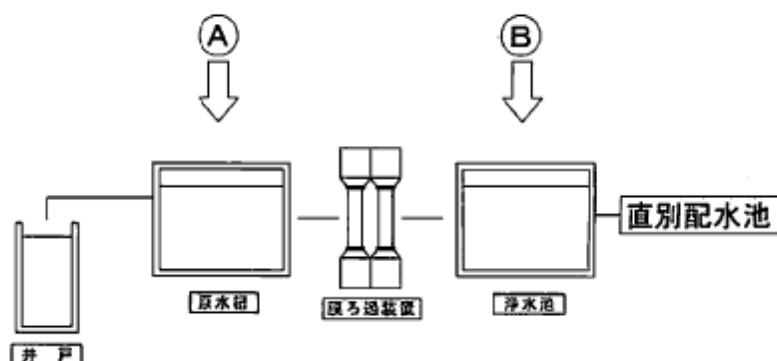


※繊維ろ過装置は原水水質悪化時に使用

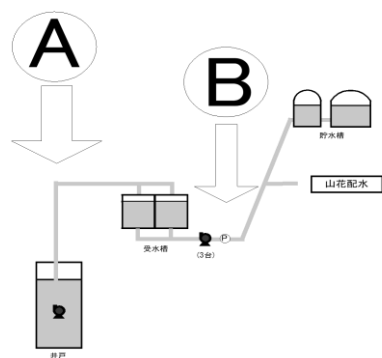
- A 原水 浄水場に入るチップ川の表流水
 B 膜ろ過原水 塩素を加えた水（繊維ろ過装置使用時に採水を行う）
 C 配水 膜ろ過と塩素処理を経た水

音別簡易水道
音別浄水場

- A 原 水 1 地下水から汲み上げた水
 B 原 水 2 地下水から汲み上げた水
 C 配 水 浄水場からの最終工程の水

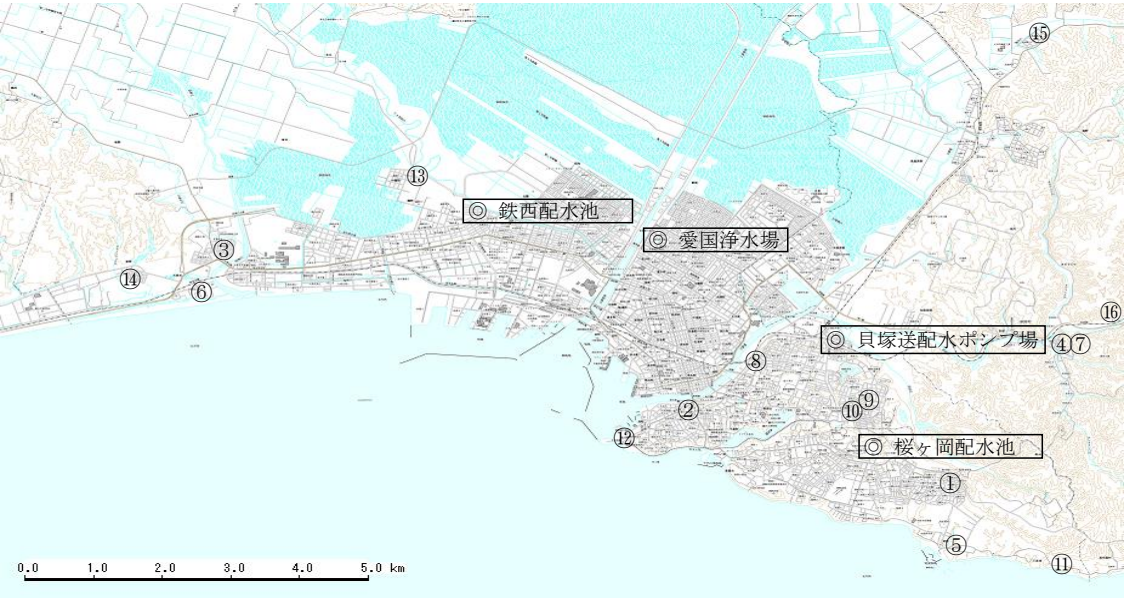
音別簡易水道
直別浄水場

- A 原 水 地下水から汲み上げた水
 B 配 水 浄水場からの最終工程の水

山花簡易水道
山花簡易水道施設

- A 原 水 地下水から汲み上げた水
 B 配 水 pH調整と塩素消毒を施した水

釧路市上水道



この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである（承認番号平15総使、第140-907号）

給水栓水毎日検査

- ① 白樺台
- ② 南大通
- ③ 大楽毛
- ④ 別保

上下水道部庁舎

全項目検査等

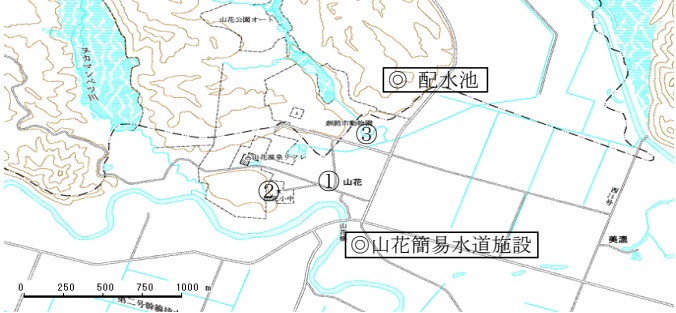
- ⑤ 桂恋
- ⑥ 南大通
- ⑦ 大楽毛
- ⑧ 別保

桂恋保育園
上下水道部庁舎
笹谷商店
グループホームはなしのぶ

給水栓水毎月検査

- ⑧ 大栄商事材木給油所
- ⑨ 武佐児童センター
- ⑩ セブンスールズ釧路武佐1丁目店
- ⑪ 三津浦管末
- ⑫ 知人町管末
- ⑬ オートサロンスタッフ
- ⑭ 大楽毛管末
- ⑮ 三映団地管末
- ⑯ 南沢管末

山花簡易水道



この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである（承認番号平15総使、第140-907号）

給水栓水毎日検査

- ① 山花

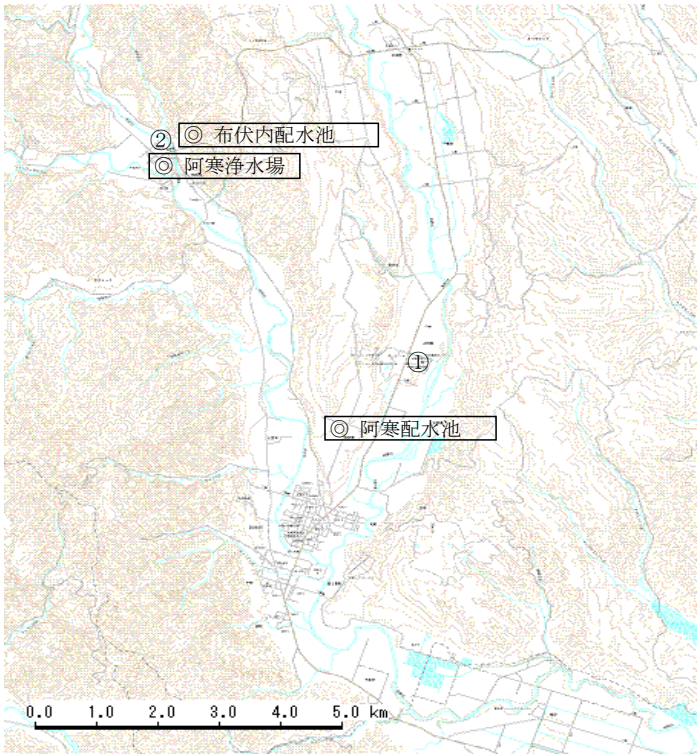
全項目検査等

- ② 山花 山花小中学校

山花簡易水道代替水源

- ③ 仁々志別 釧路市動物園

阿寒簡易水道

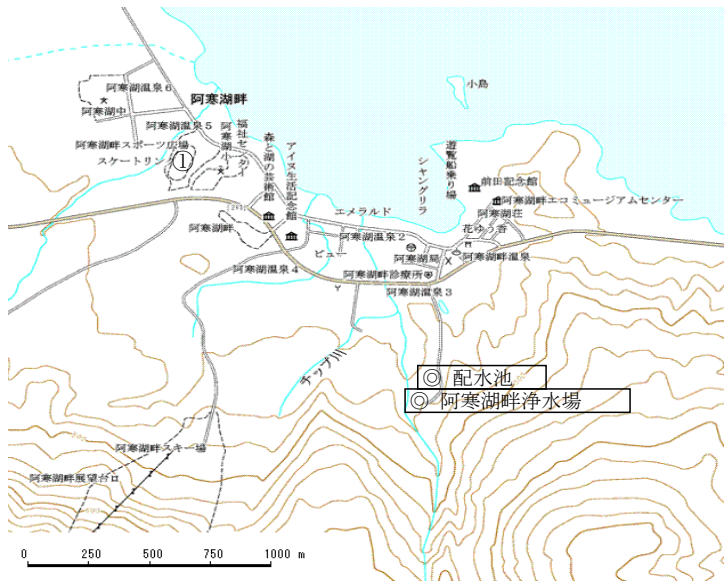


- 給水栓水毎日検査
- | | |
|-------|------------|
| ① 上阿寒 | 旧道の駅 |
| ② 布伏内 | コミュニティセンター |

- 全項目検査等
- | | |
|-------|------------|
| ① 上阿寒 | 旧道の駅 |
| ② 布伏内 | コミュニティセンター |

この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである（承認番号平15総使、第140-907号）

阿寒湖畔簡易水道

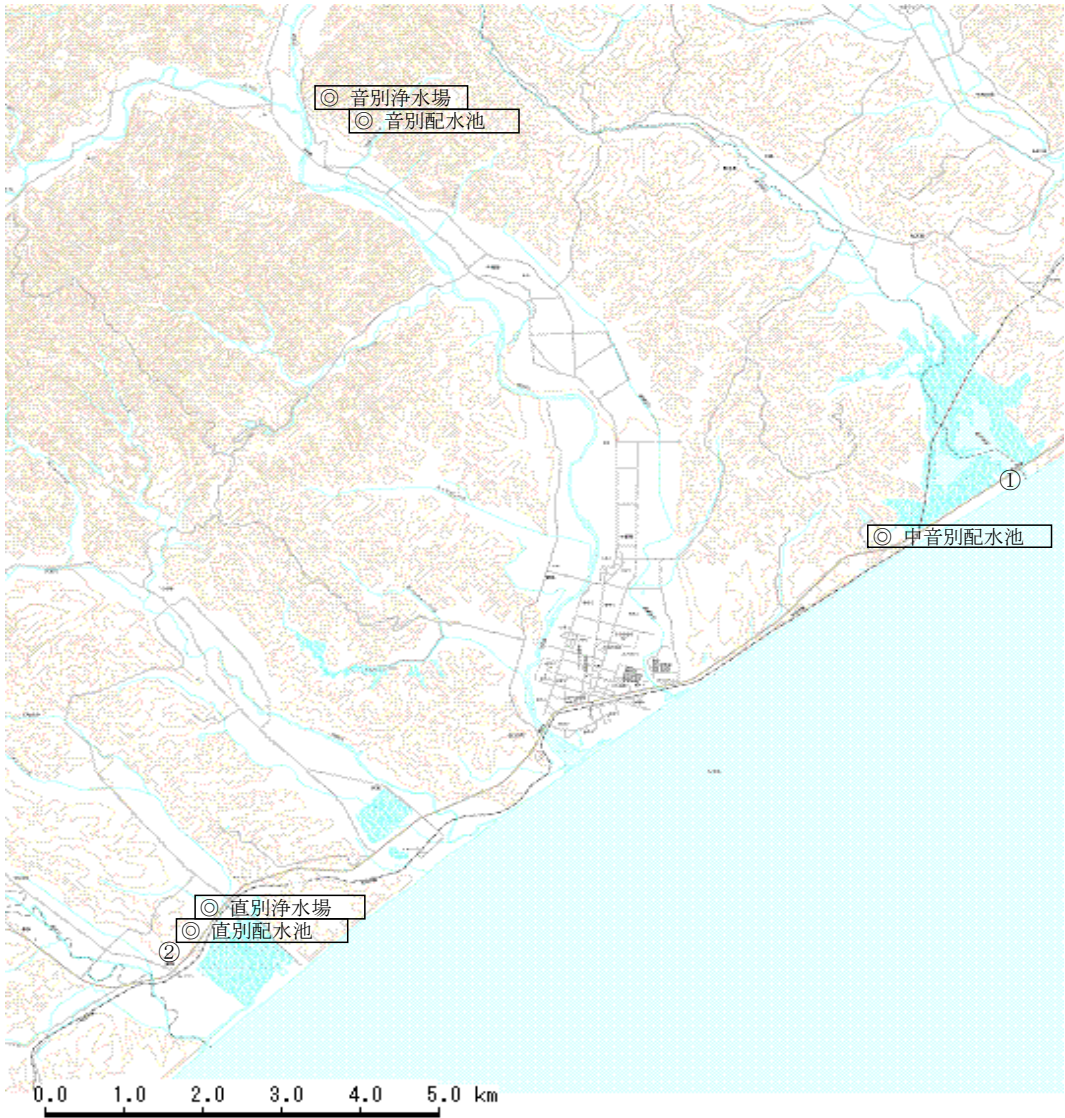


- 給水栓水毎日検査
- | | |
|--------|------------|
| ① 阿寒湖畔 | トレーニングセンター |
|--------|------------|

- 全項目検査等
- | | |
|--------|------------|
| ① 阿寒湖畔 | トレーニングセンター |
|--------|------------|

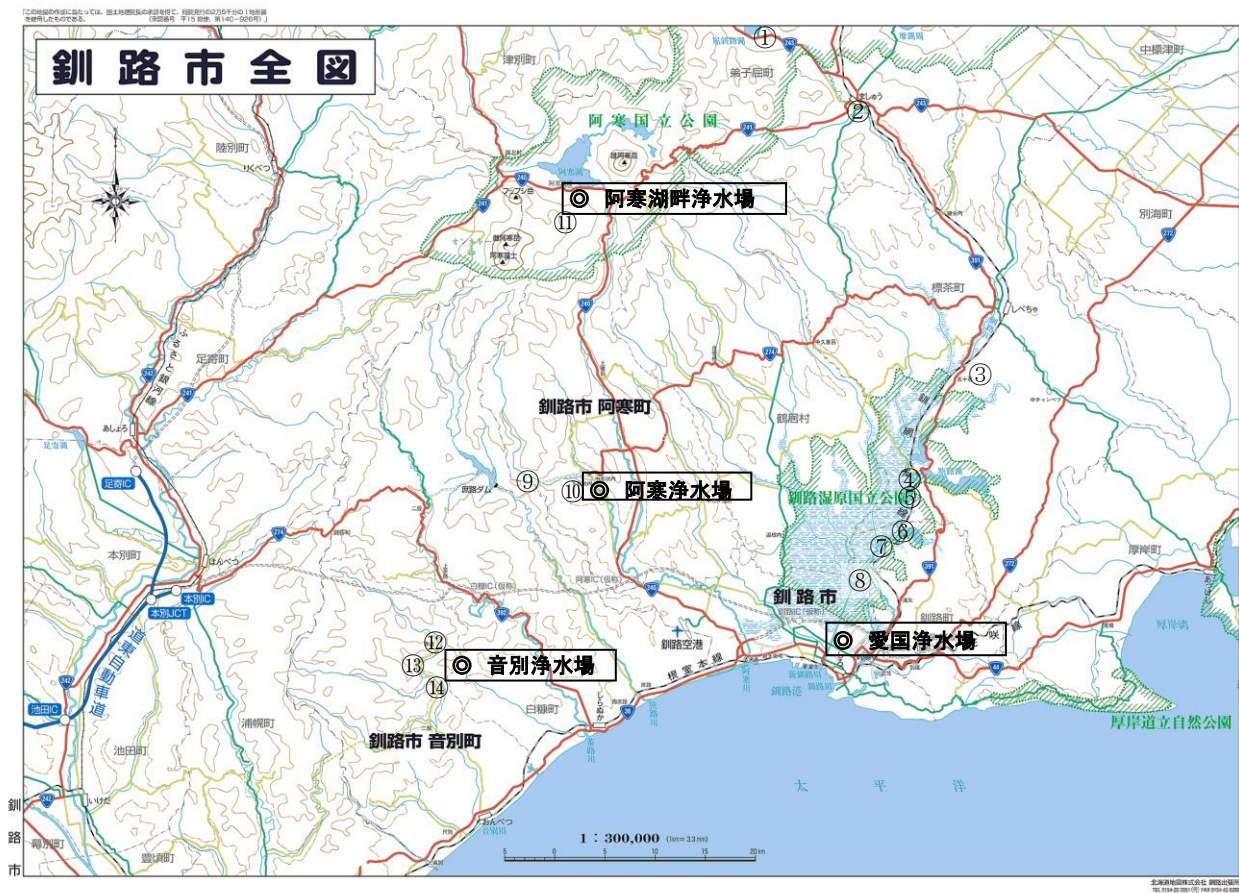
この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである（承認番号平15総使、第140-907号）

音別簡易水道



この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである（承認番号平15総使、第140-926号）

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 音別浄水場
給水栓水毎日検査
① 馬 主 来 | 直別浄水場
給水栓水毎日検査
② 直別 |
| 全項目検査等
① 馬 主 来 | 全項目検査等
② 直別 |



この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである（承認番号平15総使、第140-926号）

愛国浄水場

釧路川本川

- | | |
|---------|-----------|
| ① 眺 湖 橋 | 屈斜路湖湖尻 |
| ② 万 翠 橋 | 弟子屈市街流下後 |
| ③ 五十石橋 | 標茶市街流下後 |
| ④ 二本松橋 | シラルトロ湖流入後 |
| ⑦ 細 岡 | 達古武湖流入後 |
| ⑧ 岩 保 木 | 久著呂川合流後 |

湿原湖沼

- | |
|-----------|
| ⑤ 塘路湖流出口 |
| ⑥ 達古武湖流出口 |

阿寒浄水場

シュンクシタカラ川

- | | |
|---------|---------|
| ⑨ 一 の 橋 | 砂防ダム流入前 |
| ⑩ 取 水 堰 | |

阿寒湖畔浄水場

チップ川

- | |
|---------|
| ⑪ 取 水 口 |
|---------|

音別浄水場

音別川

- | | |
|---------|-----------|
| ⑫ 千 歳 橋 | チャンベツ川流入前 |
| ⑬ 陽 光 橋 | チャンベツ川流入後 |
| ⑭ 初 音 橋 | ムリ川流入後 |